

平成23年2月17日

製品安全対策に関する行政評価・監視の結果に基づく
N I T Eへの指示について

1. 平成23年2月1日、「製品の安全対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告が、総務大臣から、経済産業大臣の他、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、総務大臣（消防庁）に対して行われました。
2. 経済産業省としては、勧告に対する対応を踏まえ、製品安全対策における取組を強化する観点から、その取組内容について、2月1日に報道発表（注）を行っています。

（注）<http://www.meti.go.jp/press/20110201001/20110201001.html>

3. これらの取組のうち、N I T Eに関わる部分について、2月16日付けで商務流通審議官からN I T E理事長あてに、迅速かつ的確に原因究明を行う観点から、勧告への対応を含めた取組として、別紙のとおり、①外部専門家の積極活用による調査人員の確保、②リスク評価による優先的な調査、③調査プロセスの進行管理の徹底を早急に図るよう指示したところです。
4. 経済産業省としては、N I T Eとともに原因究明の迅速化に努めるとともに、勧告の趣旨を踏まえ、引き続き、製品安全対策に取り組んでいくこととしています。

<別紙>

1. 外部専門家の積極活用による調査人員の確保について

商品開発、製造等の知見を有する者を積極的に活用する観点から、製品事故調査員、技術アドバイザー等の人員の拡充を図っていくこと。

2. リスク評価による優先的な調査について

- (1) 消費生活用製品安全法に基づき、技術調査を行うよう指示を受けた重大製品事故については、リスク評価に基づく優先度付けを行うこと。
- (2) リスク評価を行い、それに基づき優先度ごとに分けるとともに、それぞれの優先度に応じた技術調査の進捗管理を図るよう手順等をルール化し、規定類において明記すること。

3. 調査プロセスの進行管理の徹底について

- (1) 自ら定めた規定に沿って、所定期限内に技術調査を完了することに努めること。ただし、技術調査の所定期間を大幅に超過する事案等については、原因等を含め報告すること。
- (2) 重大製品事故が製品起因によることが明らかであって高リスクが想定される場合など特に優先すべき案件として指示したものについては、技術調査を優先的に進めること。
- (3) 技術調査の進捗状況等について定期的に報告すること。具体的には、技術調査の進捗状況について、毎月、報告するとともに、年度ごとの技術調査の実施状況についてとりまとめの上、報告すること。
- (4) 事業者に対して、事業者が行う事故原因究明調査報告書その他関係資料について、提出期限を設け提出を求めること。また、事業者の事故原因究明調査等の進捗状況の把握に努めるとともに、その状況について報告すること。
- (5) 事業者の協力が十分に得られない場合や消防庁、警察庁等の協力が必要な場合等の技術調査上の課題を生じた場合は、速やかに報告すること。
- (6) 事業者におけるリコールや注意喚起等の再発防止が必要と思われる場合は、技術調査の完了を待つことなく、直ちに報告すること。